阿賀野市告示第１９１号

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月３０日

阿賀野市長　加　藤　博　幸

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱（平成２３年阿賀野市告示第４２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

一時預かり事業	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成２８年７月２０日付け府子本第４７４号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額
地域子育て支援拠点事業		
延長保育事業		

」

を

「

利用者支援事業	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和５年９月７日付けこ成事第４８１号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額
一時預かり事業		
地域子育て支援拠点事業		
延長保育事業		

」

に改める。

附　則

この告示は、令和８年１０月３０日から施行し、改正後の阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の規定は、令和８年１０月１日から適用する。